

「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」 に対する見解

2025年3月26日
日本私大教連中央執行委員会

2025年2月21日に中央教育審議会(以下「中教審」)は、「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」(以下「答申」)を公表しました。

以下に、日本私大教連の見解を示します。

「はじめに」について (1～2頁)

答申は、「はじめに」において、「危機は今、我々の足下にある。その危機とは、急速な少子化をはじめとした国内外の諸情勢の急激な変化にほかならない。少子化は、我が国の産業・経済、文化・学芸などあらゆる分野の繁栄と、都市と地方の均衡ある発展を大きく減速させる。これは目をそらすことのできない事実であり、我々はまず、この現実を直視すべきである。」と述べる。

そして「少子化へは決して規模や活動の縮小といった後ろ向きな対応ではなく、この危機を、大学をはじめとする高等教育機関の活動を強じんなものとし、様々な社会課題の解決に貢献することにより、社会全体の活性化を促す好機と捉え」として、高等教育機関の充実の方向を述べる。しかし答申の内容は、ここで書かれている方向とは異なり、ある意味、真逆である。

大学進学者数の推計は、2024年の約63万人から2040年の46万人へと約27%減少するとされているが、答申では大学進学率をあげることは、高等教育政策の目的とはされていない。

少子化の進行は「産業・経済、文化・学芸などあらゆる分野の繁栄と、都市と地方の均衡ある発展を大きく減速させる」のであるから、大学進学率の飛躍的な上昇によって、少子化が引き起こす「発展の減速」を食い止めなければならないはずである。

ところが答申は、国立大の定員維持を前提に「少子化は、中間的な規模の大学が1年間で90校程度、減少していくような規模で進んでいくとして、規模の適正化、つまり大学数を減らすという淘汰促進の政策を中心に置いている。その対象は私立大学のみである。このような私大淘汰の政策ではなく、私立大学の振興をはかるべきである。

1. 「今後の高等教育の目指すべき姿」について (3～16頁)

「(1)直面する課題とこれまでの高等教育政策」の冒頭で、「世界では、気候変動などの環境問題、食料・水・資源・エネルギー等の不足、人口の爆発的な増加、緊張化する国際情勢、世界経済の不安定化、AIの進展による効率化とリスクなどの課題に直面している」としているが、これらの課題に対する高等教育の役割についての分析も検討もない。「社会的ニーズに対応した人材育成を進めるというが、社会的なニーズが何であるかも明らかにされてい

ない。「目指す未来像」にしても、「知の総和の向上」にしても、高等教育を充実させる具体的な方向性は示されておらず、結局のところ、掲げられているのは、(1)質の向上、(2)規模の適正化、(3)アクセス確保 だけである。

これまでの高等教育政策を分析・検証せずに、様々な課題を羅列しているが、今後必要な具体的政策は示されていない。

2. 「今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」について (17～48 頁)

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化 (17～35 頁)

質の向上、学修者本位の教育の更なる推進では、学生の出口の質保証の促進などが記されているが、認証評価制度の見直し以外に特に新しいことはない。大学院教育の改革には、学問的水準の高い専門教員の確保が必要である。研究力の強化には、自由な研究時間と必要な基盤的な研究費の確保が必要である。いずれも専任教員数の不足解消が緊急に必要である。しかしこうした教職員の待遇改善についての検討もなければ、言及すらない。

(2) 高等教育全体の「規模」の適正化 (36～41 頁)

すでに行われてきた再編・統合の推奨と縮小・撤退への促進策が細かく示されている。定員割れに対する制裁措置によって定員減に追い込まれた大学は、定員を回復させる条件が示されているが、定員減を促進する施策を変えるものではない。

(3) 高等教育への「アクセス」確保 (42～48 頁)

地域ごとのアクセス確保については、本答申において、新しく具体化が図られようとしている内容である。提案されている地域構想推進プラットフォーム(仮称)は、地方自治体、産業界、大学関係者が地域に必要な大学のあり方と支援について協議する場であり、「地域に必要な大学」(支援する必要のない大学)を選別しようとするものである。予算では、コーディネーターの人件費も手当される模様である。

もう一つの組織は、地域研究教育連携推進機構(仮称)の設置である。大学等連携をより緊密に行うための仕組みと説明されているが、本機構が大学のどの機能をどれだけ担うのは不明である。

地域構想推進プラットフォーム(仮称)と地域研究教育連携推進機構(仮称)について、答申は力を入れているが、重複しているとみる向きもあり、その棲み分けや相互の関係についてのイメージを提示しているものの、十分に整理されていない。無理に国公私を含む支援枠組みを創設しようと文科省の中に「地域大学振興室」を新設するとしている。

一方で、私大関係者や私大教連が要求している地方交付税等交付金の対象を私立大学に拡大することについては、検討すらされていない。地方大学・私大の支援策については、必要性が強調されただけで、心もとないというのが本当のところであろう。

社会経済的観点からのアクセス確保とは、学生への経済的支援のことであるが、修学支援新制度と貸与型奨学金の代理返還というすでに実施されている支援が挙げられているだけで、拡大策も付け加える方策もない。人権としての高等教育無償化や大学進学率の向上は、追求されるべき課題ですらない。

3. 「機関別・設置者別の役割や連携の在り方」について (49～56 頁)

「規模」の適正化にかかわって、国立大学について「定員規模の適正化」「連携、再編・統合の推進」が書き込まれているが、これは従来から取り組まれてきたことである。公立大学については、「定員規模の見直しも含め、地域のステークホルダーとの継続的な対話」「私立大学の安易な公立化の回避」が挙げられているが、これらは自治体の権限に属することであり、地方交付税交付金による支援も検討されていないことから、地域構想推進プラットフォーム(仮称)と地域研究教育連携推進機構(仮称)の設置以上の影響を与えることはできないであろう。

私立大学は、機能強化や規模適正化の推進(設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援)が明記され、これまでの淘汰政策を追認し、今後の制度や規則改定によって加速化することが予想される。そのための特別部会の設置であったということが出来る。

4. 「高等教育改革を支える支援方策の在り方」について (57～63 頁)

「高等教育は国力の源泉であり、高等教育への投資は未来への先行投資」であるとしながら、短期的(2～3年以内まで)と中長期的取組(5～10年程度)とに分け、短期的取り組みの公財政支援は、国立、私立とも減額が続いているにも関わらず、「基盤的経費の十分な確保」という一般的な表現にとどまっている。速やかに私大の経常費2分の1補助を実現すべきである。

中長期的取組(5～10年程度)でも、高等教育への公的支援の増額は明記されていない。「教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し」として「授業料の最低ラインの設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討」が書かれており、部会で一部委員から提起された「国立大学授業料150万円」を想起させる。「新たな財源の確保」では、「税制のあり方や寄附の充実等の検討」であり、これらの項目も従来と変わらない。

中教審大学分科会では、特別部会も含めて、高等教育への公的支援拡大を求める声がいっなくなってきた。しかし特別部会答申には明記されず、結局、委員の意見は部会長と文科省当局によって、黙殺されたといえる。今回は、財務省、内閣府に予算権限が集中しているという現状に、中教審は異論すら差しはさむことができなかった。

今後、早急に公的支援拡大について議論をすべきである。

5. 「おわりに」について (64 頁)

答申は、「知の総和」を人の数と人の能力の掛け合わせで決まるものとし、「『知の総和』の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人が高高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高高等教育の機会均等の実現を図ることが必要」(要旨①)と述べている。

しかし、答申の内容は、教育研究の質を上げるものではなく、意欲のある全ての者が大学に進学しようとする途を保障するものでもない。適切な規模の高高等教育機会というが、私立大学の数を減らすことに腐心しており、高高等教育の機会均等の実現を図るものとなっていない。答申は、少子化をさらに促進させる内容となっている。

6. 検討の俎上にのらない教職員の待遇改善…反映されない教職員の声

答申は、教職員の待遇が悪化している現状について、検証の対象にすらしていないことは問題である。

教育の質の確保も研究力の向上も、担い手である教員、それを支える職員の待遇についての検証を行い、改善策を示すことなしには、果たされることはない。私立大学の現場では、専任教員にカウントされる任期付き教員が増え、雇い止めが多発し、雇用不安が増している。これらのことが教育の質を劣化させ、研究力を低下させている。国立大学に限らず私立大学においても、競争的資金の獲得や認証評価制度の精緻化によって、教育・研究に携わる時間が減っている。

中長期的取り組みとして「教育コストの明確化」の方向が示されているが、教育コストの中心は、教育(研究を含む)の質の確保と向上である。そのためには、一定水準以上の待遇による教員(研究者)と職員の増員、つまり人件費の十分な確保が必要不可欠である。

本答申には、教員(教職員)の地位・身分、労働条件改善について「大学教職員の雇用や待遇に関する課題が射程に入っていない」というパブコメの意見を踏まえて、委員から課題認識が必要であるとの指摘があり、応答があったものの、結局、答申ではほとんど盛り込まれていないと言わざるを得ない。

答申は、大学の担い手である教職員の実情を踏まえない一方的な内容となっている。日本私大教連が再三にわたり、教職員組合をはじめとするヒアリングを行うように求めているのにも関わらず、まったく聞き入れられなかったことは、答申が「結論ありき」の客観性を欠くものになっていることの証左であるといえる。

以上のとおり、「知の総和の向上」とは言葉だけで、本答申が私立大学の再編、縮小、撤退という淘汰、地方における私大の選別を促進するものでしかないという批判を免れることはできない。

私たちは、政府・文科省が、高等教育の在り方の基本である学問の自由と大学の自治を尊重し、学生に教育の機会を保障する基本的な姿勢に立ち、地域経済の一端を私立大学が担っているとの認識を明らかにした上で、強力に私大振興を進めるよう改めて求めるものである。

以 上